

令和6年度第2回こども・子育て会議資料5（こども計画たたき案第1～4章）に関する各委員よりいただいたご意見

資料3

1. 事務局説明

	第2回会議資料 ページ番号	第3回会議資料 ページ番号	内容	対応
1	6	6	「こどもまんなか社会の実現に向けて」の文言を、本計画のめざす指標として提示するため、P5「第2章 こども計画の概要」の下、またはP6「（1）こども計画策定の背景」の上に配置するのはどうか。	見せ方として、P6「（1）こども計画策定の背景」の上に配置させていただきます。
2	8	8	中段の「▼本計画の根拠法などにおける「子ども」と「こども」の定義」と※印の補説を、P5の下方に記載するか、もしくは「（3）計画の構成」と「（4）計画の対象」の順を入れ替えてはどうか。	「（3）計画の構成」については各法律に記載されている計画名になります。一方で本ページの「▼本計画の根拠法などにおける「子ども」と「こども」の定義」については、本計画を策定するにあたり、改めて整理を行った結果を掲載していますので、事務局としましてはこの配置でいきたいと考えています。
3	8	8	※印の補説の下から二行目「射程にはいる」を「含まれる」等の文言に置き換えてはどうか。	おっしゃる通りのため、「含まれる」に変更します。
4	18・20・22	18・20・22	「▼主な取り組みと成果」とあるが、「▼主な取り組みと課題」ではないか。	実際に取り組んだ内容中心に記載していることと、「課題」については最後にまとめて記載しているため、「▼主な取り組み」という表現に変更します。
5	21	21	「▼関連するアンケート結果」の一番右部分、二つ目の○の最後に「3歳児未満の保護者が市の運営実施する相談機関の利用率が低くなっている」との記載があり、利用率が低くなった理由の調査が必要と考える。	今回のアンケートでは理由の深堀ができていないため、次回アンケート実施のタイミングには、設問に追加したいと考えます。現状としては、令和5年度に実施したアンケートで「気軽に相談できる人」が保護者・職場・親族が多く、情報入手方法に関してもインターネット・SNSが増加している結果があるため、まずは周知方法の見直しから取り組みたいと考えています。
6	27～42	27～48	第4章は第2章の次にくるものではないか。第4章は「こども計画」の基本理念・基本目標・施策体系等なので、タイトルである「大切にしたい考え方」を「『こども計画』の実施にむけて」のように変更してはどうか。	本来の構成としては委員のおっしゃる通りと考えます。しかし今回は、第1章で説明した「こども計画を策定することになった経緯」を受けて、第2章で「どのような計画を策定するのか」という計画の大枠に関する説明を行い、第3章で「計画策定にあたり実施した分析結果」を説明した後、第4章「大切にしたい考え方」につなげる流れを作り、敢えて分析結果と重点施策等のつながりがわかりやすいように作成しています。 タイトルにつきましては、前は提示できていなかった第6章に「計画の推進に向けて」という形を取っており、「こども計画の実施にむけて」との違いがわからなくなるため、表現方法に関して庁内検討委員会で意見をいただいたところ「大切にしたい考え方と方向性」という意見がありましたので、そちらに変更します。
7	27～42	27～48	「（4）各施策の方向性と該当する事業・取り組み」は、従来からの事業の再掲となるのか。	おっしゃる通りとなります。

8	28	28	「こどもの笑顔と未来をはぐくむまち かしはら」の理念を、P6と同様に本計画のめざす指標として提示するため、「第4章 大切にしたい考え方」の下、または「(1) 基本理念」の上に配置するのはどうか。	見せ方として、P6と同様に「(1) 基本理念」の上に配置させていただきます。
9	34	39	「エ児童虐待への対応の強化」の一つ目の●に「関係機関同士の機能強化」とあるが、橿原警察とはどのような連携を実施、もしくは今後視野にいられているか。具体的にどのように連携を図るか、もしくは図っているか記載することは可能か。	担当課であるこども家庭課にご意見について伝え、実情を確認したところ、現時点でも警察や高田こども家庭センター等を含む関係機関を委員とした「要保護児童対策地域協議会」を設置し、ネットワークを構築しているとのことでした。ご指摘のページはあくまで事業の要約となっていますので、「資料編」(5)の事業内容部分(P123)の一つ目の●に「医療や地域、警察、行政等の関係機関～」と具体例の一つとして追記しています。
10	35	36	「イ成育医療」に関しても性暴力やDVのことが記載されているが、ここでも橿原警察との連携が必要となるが、どのように考えているのか。また具体的にどのように連携を図るか、もしくは図っているか記載することは可能か。	担当課である人権政策課にご意見について伝え、実情を確認したところ、現時点でも警察とは連携しており、有事の際の連携体制もあるとのことでした。ご指摘のページはあくまで事業の要約となっていますので、「資料編」(5)の事業内容部分(P125)の二つ目の●に「緊急に被害者の保護が必要となった場合、安全で安心して保護を受けられるよう、奈良県中央こども家庭相談センターや 警察等の関係機関と連携しながら、一時保護につなぐ。」と具体例を追記しています。
11	37	43	「ア都市環境」の一つ目の●で、公園の整備について記載されているが、小さな児童公園の維持管理は、自治会等が管理者となって実施している。委託業者は「木の剪定業者」であり、公園でこどもが遊ぶことを想定せず切りっぱなしのとがった枝が沢山出ていたり、植木等の手入れもしないため荒れたままとなっていて一般の関係者にはどうにもできず困った状態である。計画の中に、具体的にどのように点検やサービスを向上させることができるのか記載可能か。	担当課である公園緑地景観課にご意見について伝え、実情を確認したところ、現在も事業内容どおりに運用はしているが、木々の生育状況等の影響で追いつかない場合があるとのことでした。計画はある程度大枠を記載する必要がありますので、可能な範囲で記載しており、これ以上の記載は難しいと考えます。担当課としても、計画として追記は難しいが、今後できるだけニーズに沿った整備を行っていきたいとのことでした。
12	42	34	重点施策4「今後必要となる取組」部分が、広域・広範囲となり、まとめすぎている感じがする。大きく、漠然とした課題・取組で、読み手に要点・要旨が伝わらないのではないかと感じる。	本計画の基礎となるこども大綱の基本的方針が幅広く設定されています。また、年齢も39歳まで幅広く、現状では実施できていないことも多いため、今後の取り組みにむけての方向性として記載しています。これから具体的な取組を始めていくとともに、計画の見直しの際には、具体的な取組について評価・見直しをできればと考えています。

13		本計画は、こども中心の計画でこどもを含めた市民全員に理解してもらう必要があるため、各年齢に合わせた計画のパンフレット等を製作し、公立・私立問わずこども園、保育園、幼稚園、小学校及び中学校に担当者が出向き、こどもたちに直接計画を丁寧に説明し、こどもと議論し子どもたちが理解した上で「橿原市がこの計画を実行していく」ことをこどもと約束したらよいのではないかな。	本計画に関して学校等へ説明に行く必要があると認識をしております。今年度に関しては、初めての試みとして「こども版」を作成し、それをういて小中学生に対しては各年代に分けた回答フォームにて「子どもの意見聴取」を考えています。本計画は、まだまだ確立できるものではなく、あくまで方向性を示しており、計画の見直しも行う見込みですので、次年度以降に各学校などへ本計画の説明に回り、直接意見を聞き取るなどの方法を検討し、見直しの際に活かしていければと考えております。
14		次回、計画のアンケートを取る機会に自尊感情の醸成がされたか調べていただきたい。	次回のアンケート実施の際には、検討いたします。